

平成27年第20回教育委員会定例会  
(12月9日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成27年12月9日(金) 午後3時13分から午後4時49分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	垣 内 恵美子
委員長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	山 田 安 宏
生涯学習課長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	曲 山 裕 通

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 平成27年度学校・園ボランティアへの感謝状の贈呈について

(2) 学務課

イ 区有地を活用した認定こども園の整備について

(3) 生涯学習課

ウ 公益財団法人日本民謡協会が実施する事業に対する後援名義の使用申請について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 平成27年第4回区議会定例会一般質問について

イ 後援名義の使用について

(2) 学務課

ウ 平成28年度区立幼稚園及び認定こども園（短期間保育）の募集状況について

3 1月の行事予定について

4 その他

午後3時13分 開会

○垣内委員長 ただいまから、平成27年第20回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんの傍聴については許可いたします。

## 〈日程第1 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 庶務課 ア

○垣内委員長 それでは、日程第1、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、庶務課のア、平成27年度学校・園ボランティアへの感謝状の贈呈についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

まず、項番1の贈呈の内容でございます。区立の学校・園に継続してボランティア活動を行っていただいている方に対して、その労をねぎらい、さらなる活躍を期待して感謝の意を表すために感謝状を贈呈するものでございます。この事業につきましては、平成22年度から実施をしております、各校・園を支えてくださるボランティアの方々を検証していただくということで、22年度から継続しているものでございます。

次に、項番2の感謝状の贈呈についてでございます。贈呈の目的でございます。①～③まででございますが、感謝の意を表すること、ボランティア活動に取り組む意欲を高めること、ボランティアの登録人数の拡充を図ること。これが目的でございます。

(2)の贈呈の対象でございます。概ね2年以上の期間にわたりましてボランティア活動を行ってくださっており、各校の校長・園長の推薦を受けた個人あるいは団体を対象といたします。①～④まで該当項目がございますが、この辺は資料のとおりでございます。

(3)の今回の表彰予定者でございます。今年度につきましては、9月25日～11月10日まで各校・園に募集のお願いをいたしまして小学校から一個人、保育園から一団体の推薦を受けました。詳細については裏面のほうをご覧ください。

上段の欄になりますけれども、表彰予定者の一覧でございます。

1番が金曾木小学校からのご推薦ということで個人の方でございます。スクールサッカ

ーボランティアということで、野津さんという方でございます。活動内容でございますが、14年間にわたり金曾木小学校の児童にサッカー指導を行ってくださりまして、スポーツを通した児童の健全育成に精励をされたというものでございます。

2番が、東上野保育園でございます。対象は東上野2丁目町会団体の取り扱いになります。東上野2丁目町会さんは、3年間にわたりまして町会の本物の子供みこしを園のほうに持ってきていただいて園児に本物のおみこしを担がせてあげて、地域の伝統行事のよさ、伝統文化の継承に精励をされているというものでございます。

恐れ入ります、表面のほうにお戻りいただきまして、(4)の贈呈式でございます。来年1月15日の金曜日、午後3時半から区役所の10階の1003会議室で表彰対象の個人の方、団体の方をお呼びいたしまして、関係する校園長も出席をいたしまして、感謝状と記念品を贈呈するというものでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご了承賜りますようよろしくお願いをいたします。

**○垣内委員長** ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

昨年ほどのくらい表彰されたのでしょうか。平成22年からずっとということなので、表彰者の数は大体このくらいで推移されているのか、あるいは少し一巡した感じがあるのかどうか、その辺りはいかがなものでしょうか。

**○庶務課長** 22年度からの贈呈数でございますけれども、22年度が17件、23年度が8件、24年度が9件、25年度が5件、それで昨年の26年度が2件でございますので、27年度も今回2件ということで、22年度からの累積が43件ということでございます。この辺が私どももいたしましても課題かなと思っております。“一度表彰された方は除く”という決まりがございますので、なかなか対象となる方々や団体を見つけていくということが難しくなっているということもございます。

ただ、教育委員会として感謝の意を表してモチベーションを高く持っていただくことは非常に重要なことだと思っておりますので、今後、贈呈する対象数を増やしていくような仕組みというものも再検討して、数字が上がっていくようにしていきたいと考えているところでございます。

**○垣内委員長** とても重要なことだと思いますし、おそらく長い間継続して支えてくださっている方々もたくさんいらっしゃると思いますので、うまく工夫をして、気持ちが伝わるようにしていただければと思います。

**○高森委員** ボランティアについては、各学校にはPTAという組織があるかと思いますが、例えば周年が行われた年のPTAに感謝状の贈呈をするという形をとれば、周年になる度と同じPTAが何度も表彰をすると思います。そうすることで必ず毎年1～2校、多いときは4～6校ぐらい対象者が挙がってくることもあるのではないのでしょうか。

**○庶務課長** ただいま高森委員がご提案いただいたようなことも、とても貴重な取組みだと考えております。ただ、対象が資料にもありましたように、概ね2年以上の期間にわた

るボランティア活動というようなこともございますので、集団というと単年度で集中してしまうというようなこともあるのですが、ただ、その辺は捉え方ですので、学校長や園長が周年に向けて、この基準に相当する期間、準備等で頑張ってください、それから周年が終わった後も、最近レガシーという言い方もしますけれども、そういったもので活動していただくということもありますので、その辺はできるだけ幅広く対象を校長、園長に考えていただくようなご説明をしていきたいと思っております

○高森委員 周年は単年度ではなくて、実は10年前の周年から10年間の蓄積があるのです。例えば実行委員会をつくる時も、10年前の会長さんから、歴代の会長さんが入っている実行委員会を組織として周年を迎えるわけですから、そういう意味では10年間のスパンがあるのかなと思いますので、2年以上に該当するのではないかと思います。

ご検討いただければと思います。

○樋口委員 もう一つは、町会は十分対象になるとと思いますので、町会を掘り起こしていけばいかがでしょうか。会長含めて出していくことは、この趣旨に合うと思うのですが。

○庶務課長 今、樋口委員からお話がありましたように、町会の方々も相当な件数、いろいろな形で学校・園にご尽力をいただいているところでございます。ですからその辺のところを学校長、園長がいかに地域のそういった方々とコミュニケーションをよくとって、こうしたモチベーションを高めるような仕組みをうまく使っていただいて、ご自分の学校・園を応援してくれる地域の方々を継続していかに確保していくかという、そういう意識づけで、学校長・園長にもこうした仕組みを使ってほしいということをもう一度改めて説明していく必要があるかと考えているところでございます。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、庶務課のアについて、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## (2) 学務課 イ

○垣内委員長 次に、学務課のイについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、区有地を活用した認定こども園の整備についてご説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。

まず、項番1、現況でございます。平成29年度開設予定を計画しております認定こども園の整備につきましては、現在通年で事業者からの提案を募っているところでございますが、現時点では相談がないという状況が続いているところでございます。

次に、項番2の課題でございます。こども園の整備に当たりましては、こうした現況を

踏まえまして次の3点の課題が挙げられると考えております。一つ目は、民間物件の確保という点。2点目は、整備する場所。それから、他の施設とのバランスを勘案する必要があるという点、3点目は、就学前人口や待機児童の動向を勘案する必要があることとさせていただきます。

こうした現況・課題を受けまして、項番3の対応策でございます。

(1)の考え方といたしましては、現状、就学前教育保育施設がなく、マンション等の建設により今後の就学前人口の増加が見込まれる池之端地域にこども園を整備してまいりたいと考えております。また、この整備に当たりましては、忍岡小学校の敷地を活用することといたしたいと考えておりました、恐れ入りますが資料の裏面をご覧ください。

中央に忍岡小学校ございますが、こちらの西側、旧池之端幼稚園の場所を活用用地として考えているところでございます。

資料表面にお戻りください。こちらの土地の表示につきましては、資料(2)のとおりでございますが、活用面積につきましては概算でございます。改めて今後測量していく予定でございます。

(3)の整備手法につきましては、浅草橋1丁目区有地における保育所整備と同様、土地を事業者へ貸し付け、施設の整備・運営を事業者が行っていく方式と考えております。この事業者の選定に当たりましては、今後公募により行ってまいりたいと考えております。

最後に、項番4、今後の予定でございますが、区の政策決定後、2月の区議会に報告する予定で進めてまいりたいと考えております。

簡単ですが説明は以上でございます。よろしくご協議方お願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

○高森委員 この整備活用予定用地は、忍岡小学校は何に使っている土地なのですか。

○学務課長 現在、旧幼稚園の滑り台つきの山が一部残っているというところと、それから植栽あるいは花壇、それから栽培活動として現在、学校で活用しているという状況でございます。

○高森委員 そこをこども園の用地として使われるということに対して、学校側に対する教育的な配慮というのは必要ないのでしょうか。

○学務課長 該当の校長からは、地域の子どもたちにとっても必要な施設であろうということでご理解はいただいております、ぜひ進めてほしいという、内々のお話ではございますが意見はいただいているところでございます。

○高森委員 この敷地については私も何度か拝見しています。非常に狭いところで、何階建てになるかわかりませんが、北側に児童館がありますので、児童館にそういった施設をつくるような余裕はないのでしょうか。

○児童保育課長 池之端児童館が近くでございますが、こちらの建物も老朽化が進んでおりました、大規模修繕の予定が行政計画上、定められております。ここの部分におきましては、こどもクラブも入ってございまして、新たに現状の機能にプラスして認定こども園

あるいは保育園を併設するというのも難しい状況でございます。

○樋口委員 4年前まではこのスペースは全くの荒地で、枯草が生えていましたが、少なくとも私の記憶では3年前ぐらいに校長が交代されたときに花壇整備をされたのだと思います。ですから、それまでは全く学校として使われていなかったような気がします。

今、高森委員が言われたように、植栽とか子供のいわゆる環境教育のところがある一定の制約を受ける場合に、もし新しいものを建てるのであれば、なんらかの形で屋上などにその活動ができるような工夫をしていただければありがたいと思います。

○学務課長 その敷地自体につきましては、今の考え方では民間に貸し出しをさせていただきますので、そこの中のどこまで活用できるかというところは、ある程度その辺は公募の条件としてそういった活用ができる、協力をするような、そんな公募の条件をつけていくような形が一つ方法としては考えられるのかなというところはございます。

もう一方校長のほうからも、環境教育それからそういった栽培活動については別途場所を何とかひねり出すというようなお話も伺ってはおりますので、その辺、学校教育に、当然、ただこども園がぽっとできるだけではなくて、やはり学校との連携というのも非常に重要になってくる点ではあると思いますので、そういった点についてはそういった環境教育だけではなくて、協力体制がつけられるような形で整備はしていきたいと考えているところでございます。

○高森委員 これとは直接関係ないのですが、忍岡小学校は改修の予定はありますか。かなり古い校舎だと思いますが。

○事務局副参事 忍岡小学校につきましては、現在のところ、改修予定はございません。

○高森委員 築何年ぐらいになるのでしょうか。

○事務局副参事 ただいま手元に資料がございませんので、後ほどお答えいたします。

○高森委員 おそらく平成小学校よりは新しいですね。

○事務局副参事 確認させていただきます。

○庶務課長 現行の行政計画では、平成29年度まで行政計画を立てております。その中で、大規模改修は黒門小学校と平成小学校が予定されているところでございます。ただ当然、区有施設の老朽化に対して、区有施設の有効・保全していこうという考え方がございますので、この学校も改修した年次を踏まえて、学校だけではなくて区有施設のその各年度ごとのかかるコストが平準化されるように、非常に長いスパンを見て、内々で区有施設の老朽化改修対策という計画は持っているところでございます。

ただ、それには当然予算を伴うこととなりますので、公式に表に向かって言えるのはまだ先になります。いずれにしても区有施設の老朽化対策は23区共通の課題になっておりますので、長寿命化とかそういったこともあわせて、そのような改修計画は順次年次計画として持っているというところでございます。

○事務局副参事 先ほど保留させていただきました忍岡小学校の建物の築年数でございますが、校舎の建築は昭和48年8月でございます。ただ、平成3年に、当時は大規模改造とい



うような言い方をしておりましたが、大規模改修工事を実施してございます。従いまして、今のところまだ具体的な計画には入ってきていないという状況でございます。

○樋口委員 1階のデイケアはどうなるのでしょうか。

○庶務課長 現在1階に谷中特養の地区デイということで入っておりますが、ご利用される方々が減少してきている現状がございます。それから、民間事業者が最近では積極的に進出してきているというようなこともありまして、谷中の地区デイにつきましては、12月いっぱいをもって廃止をするということで、保健福祉委員会、所管委員会において高齢福祉課のほうから議会報告をしているところでございます。従いまして、今月いっぱい廃止し、学校のほうに明け渡しをしていただいで、改修をしていくことになっております。

そういったこともございますので、今の教育委員会の予定としては、先ほど児童保育課長が申し上げたような池之端児童館を改修した際の受け入れスペースということは今検討しているというところでございます。

○高森委員 デイケアが出た後は、そこを教室として利用する予定ということでしょうか。

○庶務課長 忍岡小学校も児童数が増える傾向がございます、このペースでいくと普通教室が足りないという状況が出てまいります。今現在も年々特別教室や、それまで少人数教室であったところを普通教室に改修したということもございます。そのように忍岡小学校も普通教室が逼迫の傾向があるということで、普通教室の形に改修をして、それを有効活用していくと考えてございます。

○和田教育長 ここにこども園をつくることについて、地域的には要望というのはどうだったのでしょうか。

○学務課長 こちらにつきましては、直近で言いますと、区議会のほうで自民党の保坂区議のほうから池之端地域にこういった教育、就学前教育保育施設の整備をというご質問がございまして、教育委員会としては鋭意検討していくというご答弁を差し上げております。

それから、区長のふれあい懇談会におきましても、上野地区におきましては毎年のように池之端地域にこども園あるいは保育園、そういった就学前教育施設を整備してほしいというご要望をいただいでおりまして、本年度のふれあい懇談会でも出されていると、そのような状況でございます。

○和田教育長 そうしますと場所の特定はともかくとしても、地元としては非常に好意的に、この整備については協力的だということに思っております。

○学務課長 もちろん正式なお話はまだしてはございませんけれども、これまでの状況を鑑みると地元としてもこういった提案については好意的に受け入れてくれるものと考えているところでございます。

○和田教育長 仮にここに整備するとなった場合に、この247㎡で定員どの程度を見込んでいますか。

○学務課長 こちらの敷地の建築規制が容積率が300%までということでございます。耐火建築にすれば、建築面積、敷地面積いっぱいという方法もちろんあるのですが、大体イ

メージとしては、500㎡程度の床面積になるかと思います。そうしますと大体70名前後、弱かそれぐらいのイメージということで現在は担当としては検証しているところでございます。

○高森委員 2階建てぐらいのイメージですかね。

○学務課長 3階建てまでは建ちます。若干、道路の斜線が入る可能性がありますけれども、4階になりますと一番上のフロアがほぼ使えないぐらいの斜線が入ってしまいます。ですから3階まででしたら建ちます。

○垣内委員長 これから公募をかけていく話ですけれども、今までのご経験からいうと運営事業者にとって、かなり魅力的なご提案になるとお考えでしょうか。

○学務課長 区内は物件が非常に限られている状況ですので、土地を区のほうが用意するというのは、参入する事業者にとっては恐らく魅力的な提案になるだろうと思っております。

○和田教育長 こども園を整備していくことについては、教育委員会としては、待機児童の解消に向けて大きな一歩となるはずですが、教育施設という意味合いも踏まえてのこども園であることには違いないのですが、やはり保育需要として池之端地域の動向については今後、改修する方途としては今あるのでしょうか、ないのでしょうか。

○学務課長 27年度の池之端地域の待機児童につきましては、0歳～3歳で9名という状況でございます。ただ実は、今後、就学前人口が年々増加している状況がわかっておりまして、地域人口よりも伸び率が高くなっているという状況まで確認はとれておりますので、こちらのこども園整備によって待機児童対策という面でも貢献できるものとは考えているところでございます。

○高森委員 不忍通り沿いに、また大きな大型マンションが建つという計画があるそうですねけれども、例えばマンションの事業者に、敷地内に保育施設をつくってほしいというような要望については、地域から出ていたりするのでしょうか。

○学務課長 まず現在、建築確認が出ている物件の中で、池之端地域で整備が今後予定されているのが、1棟は東天紅のところのマンションでございまして、あともう1棟は、確認申請が出ている計画がございまして、現時点で把握している数字ですと、ファミリータイプが450戸整備されるということでございます。

区におきましても、大規模なマンション等を整備する場合は、あらかじめ事前に区のほうに保育所整備についての協議をせよという義務づけた条例を既に制定はしておりますが、これらの物件については条例施行前の物件でございますので、対象外という形だったと思います。

今後それなりの大規模なものが予定されているということであれば、当然、協議の対象にはなりますので、不確かで申し訳ありませんが、たしか100戸以上か2000㎡以上の敷地という決まりがあったと思いますが、そちらについては協議が義務づけられますので、保育施設をどうするのかというところの協議ができるというところでございます。

○高森委員 条例施行前で残念でしたね。

○垣内委員長 ほかにご質問ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、学務課のウについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

### (3) 生涯学習課 ウ

○垣内委員長 次に、生涯学習課のウについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、公益財団法人日本民謡協会が実施いたします、第19回津軽三味線コンクール全国大会に対する教育委員会の後援名義の使用申請につきまして、説明を申し上げます。資料3をご覧ください。

公益財団法人日本民謡協会は民謡・民舞の子ども育成及び普及の事業を行い、文化及び芸術の振興に寄与することを目的とした団体でございます。今回の事業は、来年4月3日に区立浅草公会堂にて全国各地で活躍をする津軽三味線演奏者のコンクールを行い、入賞者を表彰し、より一層の技術向上を図るとともに、その寄与・発展の一助とするものでございます。

区民の生涯学習の進行に寄与するという観点から本件後援につきまして、よろしくご協議の上ご決定いただきますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 この後援は、今までも台東区が後援しているのですか。

○生涯学習課長 台東区としては初めてでございます。昨年は日比谷公会堂のほうで行っております。そこでは、後援としては、読売新聞社、報知新聞社のみで、地元の自治体は後援をするということではございませんでしたが、後援名義の仕様にもございますように、台東区という芸どころ浅草のあるこの地域ということで地元教育委員会の台東区のほうにも後援名義の使用をお願いしているものでございます。

○垣内委員長 ほかにご質問ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、生涯学習課のウについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 アイ

次に、報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、まず、アの平成27年第4回区議会定例会一般質問についてご説明をさせていただきます。資料4をご覧ください。

ただいま、第4回区議会定例会が開催中でございますが、12月1日に一般質問の質問、それから区長、教育長の答弁がございました。教育委員会に関しましては、石塚議員、小島議員の2人から、3項目についてご質問がございました。

恐れ入ります、3ページをご覧ください。

まず、石塚議員のご質問でございます。1つ目が平和についてということで、行政視察で広島市の平和記念資料館を実際に見学して、改めて平和の尊さと大切さを実感したため、台東区の学校においても平和教育を重要視していくべきである。本区の中学生に平和記念資料館や原爆ドームを見学させて、平和教育を推進していく必要があると考えるかどうか。というご質問でございました。

それに対する教育長の答弁でございますけれども、現在学校においては歴史や公民の学習をはじめとして、平和の大切さについて指導をしておりますと。特に戦争を体験された方々からお話を聞いて平和を追求する心情を育てているところであります。

また、議員ご指摘のとおり、原子爆弾が投下された直後の状況や、復興に向けた思い、今なお一緒に苦しむ人々の現状を学習させることは、大変有意義な取組みであると認識をしております。今後教育委員会としても、各校の平和教育をさらに充実させるために実施に向けて検討してまいりますという、そういうご答弁をしております。

石塚議員の2番目のご質問が、学校校舎の整備についてでございます。区立小学校19校のうち、体育館に空調設備が設置されているのは現在6校でございます。同じ区立中学校でありながら教育環境に違いがあるということはよろしくないもので、早期に体育館の空調設備を小学校全校に設置できるようにすべきと考えるがどうか。というものでございます。

それから、もう1点が、東浅草小学校の校庭がとても狭いので隣接する日本堤公園を代替地を設けて移転して校庭を拡張すべきと考えるがどうか。というご質問でございました。

まず、体育館の空調設備についての教育長答弁でございますけれども、基本的に大規模改修時の整備を基本としておりまして、今後、現在の行政計画において黒門小学校と平成小学校の大規模改修を予定しておりますので、空調設備についてもその際に設置をしたいと考えておりますと。教育委員会といたしましても、議員ご指摘のように、学校間の基本的な教育環境を等しくすることは重要であると認識をしておりますので、整備手法については引き続き検討してまいりますとご答弁しております。

次に、東浅草小学校の校庭整備についてでございますが、隣接する日本堤公園は都市計

画公園に指定されておりますので、都市計画公園を移転させるような場合には、近隣に同等以上の面積の用地を確保する必要があるため、現時点では大きな課題があるというふうにご答弁してございます。

なお、東浅草小学校の校庭面積は約380平米と大変小さいんですけれども、そのため、昭和50年代初めから、日本堤公園は約3,000平米くらいの広さがあるんですけれども、そのうちの約半分に当たる1,500平米を校庭やプールの用地として占有させていただき、教育環境を確保していること。今後も、関係所管と相談をしながら、東浅草小学校の教育環境の維持改善を鋭意図ってまいりますとご答弁してございます。

次に、小島議員のご質問でございます。小島議員からは、区立図書館のあり方についてということで3点のご質問がございました。

1点目が、区立図書館としての独自の理念を定めるべきであるというものでございます。

2点目が、イになります。専門的な図書を充実させるべきと考えるがどうか、というものでございます。また、並びに総合大学と図書館の利用協定を結んで区民が専門的な図書にアクセスできるようにしたらどうかというものでございます。

3点目が、ウになります。中央図書館に課題解決型機能を集約し、蔵書を含めた図書館間の役割分担を検討すべきと考えるがどうか、というものでございました。

教育長答弁といたしましては、まず区立図書館の理念につきましては、これまでも図書館については、図書館法や条例、規則、区における資料収集の考え方をまとめた方針に基づき、調査研究、区民の教養、レクリエーション、さらには学校教育・社会教育に資することを目的として運営をしてまいりました。現在、台東区の立図書館としてどのようなサービスの提供がふさわしいか、そのあり方について検討しているところであり、議員ご指摘の理念等については、その中でまとめてまいりたいと考えておりますというふうにご答弁してございます。

次に、専門的な図書へのアクセスの確保についてにつきましては、図書館には情報拠点としての機能をさらに充実させていくことが求められていることから、今後もバランスに配慮しながら、専門的な図書の収集にも努めてまいりますとご答弁してございます。

次に、各図書館の役割分担につきましては、中央図書館では一般的な資料とともに各分野の専門的資料、郷土資料等を積極的に収集し、分館では、教養の向上、日常生活に役立つ資料等を中心に収集していること。今後とも、区民ニーズに応える図書の充実や地域の課題に的確に対応するためのレファレンスサービスの向上を図り、課題解決型図書館の機能を中央図書館に集約するなど、各図書館の役割分担をさらに図ってまいりますとご答弁してございます。

平成27年第4回区議会定例会の一般質問についてのご説明は以上でございます。

次に、庶務課のイになります。後援名義の使用についてご説明させていただきます。資料は5でございます。

従来からの継続申請分ということで、生涯学習課の取り扱い分が1件でございます。事

業名が「第42回ニューイヤーコンサート」。主催者が日本スペインギター協会、会長の村治昇さんでございます。事業内容は、2015年度スペインギター音楽コンクール入賞者に演奏の場を提供するとともに、協会ギタリストとの交流を図ることを目的としてコンサートを開催するものでございます。

実施日と場所につきましては、来年1月31日の日曜日、生涯学習センターのミレニアムホールでございます。

以上、庶務課のアとイにつきまして、よろしく願いをいたします。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

○高森委員 一般質問の4ページ目の小島議員からの質問のところ、ウの部分ですけれども、課題解決型機能というのを私は初めて聞いたのですが、こういった機能というのは、一般的に公的な図書館には必ず求められているものなのでしょうか。

○中央図書館長 かつて文部科学省が、これからの図書館のあり方についての望ましい姿ということで使われた言葉でございます。この中で、課題解決型という言葉が出てまいります。これは地域の中で課題になっていること等に図書館が情報提供をできるような場であるべきだろうという理念が述べられていて、これが一つの考え方になっております。

台東区においてもこういった考え方、必ずしも行政の課題だけにはこだわりのないもので、地域の中で何か話題になっているとか、そういったことに対する相談にのったりということができることが、ここで言っている課題解決型ということになるかと思えます。

○高森委員 蔵書については、一図書館で扱えるものではないですね。人類の知的財産というのが非常に多いので。いろいろなニーズや課題に答え得るかというのと、やはりおのずと限界もあるかと思えます。私も大学でよくインターネットを使って調べたい資料がどこにあるのか探しますと、例えば国会図書館にしかないとか、とある大学の貴重図書としてあるとか、大変な苦勞をして探しに行くのですけれども、何でも簡便にこの一つの図書館で全ての蔵書を見られるというシステムは、恐らく実現できないのではないかと思います。

この課題解決型図書館については、どこまで台東区として今考えているのか。もしあるのであれば、限界があるのではないですか。

○中央図書館長 今ご指摘のように、どのくらい集められるかというのは、おのずと収容のスペースですとか、あるいは区市町村というレベルの中で揃えられるものというのはある程度限界というのはあるかと思えます。

こういったときに、一つは、レファレンスの中でこういった本がありますよとご紹介をすところについては、データベースの活用でできるであろうと思えます。

それから、もう一つは、より専門的なものについては相互貸借という形で、他の図書館にある資料であれば、図書館同士のやりとりの中で借りることができる。あるいは、論文等についても大学から取り寄せるということも実は可能ですので、そういった形で近くの

図書館で必要とするような情報を提供することは可能になってくるのかと考えています。

○高森委員 実際そのニーズがありますか。

○中央図書館長 件数としてはあまりないのですが、先日も実は大阪大学の医学部のほうで取扱っている論文を取り寄せたという事例がございました。

○高森委員 ありがたいですね。大変だと思いますけれども、引き続きよろしくお願いたします。

○樋口委員 課題解決というのは何かというとなかなか難しく、今はもうネットの時代ですから、ほとんどキーワード検索をかければ論文も出てきます。かなり、かつての図書館の役割というのは分散化してきたかなと思うのですね。

ただ、読むことに関しては重要なので、この課題解決というところと、この台東区中央図書館が何を目的としてやっているかというところの旗の立て合いが問題だろうと思います。課題解決を本でできれば問題は起こらないわけで、そうではないのではないかという感じですね。

だから、こういうセクションの本はうちは持っているけど、こういうセクションの本はそちらでとかいう話だろうと思うのですね、現物を持ち合うときはね。ただ、それを全て持ちなさいと、全てのジャンルを全て持つというのは予算上あり得ない話だろうと思います。だから、いわゆる情報の分業化みたいなところだろうと思います。

○垣内委員長 補足させていただいてよろしいでしょうか。

社会教育、ミュージアムもそうですし図書館もそうですが、図書館に関して言うと、本はかつては非常に貴重で、高価なものでしたから、図書館が一定の本を貸借するということによって社会的な役割を果たしていたわけですが、インターネット時代ですので、しかも本も非常に安価に、特に某書店さんが全国展開されていて、自宅に郵送でお届けされる時代にあって、図書館に社会教育の施設としてどのような役割があるのかというようなことが非常に議論になったのが、ここ2、30年のことだと聞いております。

そのような状況の中で、本を持って、実物をもって、それを貸すというだけでは地域のニーズ、住民のニーズにこたえられないと。その中で課題解決型の図書館の役割というのが重要であるということを、学会でも議論されて、それがまた文部科学省のほうから望ましい図書館像について、いろいろな報告書が出ております。

今は地方分権の時代ですので、それぞれの地域が抱える課題というのは一律ではなく、非常に異なっているだろうから、そういったものを参照しながら、それぞれの図書館で考えてくださいと。それぞれの地域が抱える課題に対して、図書館も一緒になって解決していく、そのための施設として役割を果たしていくということが重要ではないかといわれていまして、たとえば千代田区の中央図書館だと、ビジネス街ですから、ビジネスマンのために夜遅くまで開いて、ビジネス系の本をちょっと多めに、レファレンスサービスも含めて提供している。また、地方のどちらかというが高齢過疎化したような地域では、見守りサービスも込みで移動図書館のサービスをしていく。それぞれの地域のニーズに合わせた

様々な活動をしたほうがいいでしょというような報告書であったかと思います。

ですから、台東区の中央図書館に、どういう機能を持たせるのかということ、まさに小島先生もお尋ねになっているかと思いますが、台東区という地域にあるべき図書館なのか、というところと大きく関係してくるだろうなと思います。

今年拝見した図書館の在り方についての報告書をまとめられていましたよね？

○中央図書館長 子ども読書の。

○垣内委員長 そういうことも台東区の課題解決型機能の大きな役割だと思います。

先ほど、早稲田大学の話も出ましたけれども、旧国立系の大学は皆、一般的に希少本以外は入館証を作っただけであれば無料でお貸しできますので、おそらく東京大学も同じだと思います。ただ、各学部の図書室になるとそれぞれの規約があるので難しいかもしれませんが、まさに利用方法についての情報を提供するということで、かなり解決するのかなと思います。

○樋口委員 間違っただけいけないのは、中央図書館に行ったら問題が解決するというのではなくて、委員長の話のように需要に合わせて機能を損なわないよという話でして、問題解決型というところとすごい誤解があって、そこに行けば解決するのではないかと。図書館員もそのために解決するためにある一定の能力を持たなければいけないのではないかと。話なら、間違い。そのような機能は図書館にはありません。問題を見つけたときにどうやって解決するかということについて資料・文献が必要だという話なら、地域の需要に合わせて蔵書や資料を提供すればいいだけの話ですから、どうも問題解決というところ、どこかの塾に行って問題を解いてくれるという話なら、それは違うだろうと。だから、どうしてこの言葉が出てきたのかわからない。

○垣内委員長 一般のターミノロジーとは相当違うのですが、課題解決型というのは機能でして、そもそも図書館の情報を提供するというのが本質的な役割ですが、情報を提供するにあたって、ただこれまでのように専門家の委員会が決めて、蔵書をリストアップして、これこそが住民が読むべき本というような、与える側のものでなくて、住民、利用者側のニーズをくみ上げながら情報提供機能を強化すると、このような話であろうかと思われまます。

確かにわかりにくいとは思いますが、今はほぼ課題解決型機能が主流になってきております。

○高森委員 垣内先生のお話だとかなり幅広くいろいろな分野に及ぶような気がするのですが。

○垣内委員長 ただ、そうはいつでも司書という専門家がいますので、その方々がすべてをカバーするというのではなくて、彼らがやるのは特にレファレンスサービス。情報がありますよ、蔵書がありますよといったところを手助けすることと、若干のコーディネート機能、たとえばワークショップとかセミナーですね。最近読み聞かせなどを図書館はやっていると思いますが、そういったときのコーディネーションなどを念頭に置かれています。



○高森委員 小島議員のご質問の意図は非常に限定的なところしか質問されていないということですね。

○垣内委員長 そうです。

○高森委員 誤解されているかもしれないですね。垣内先生のご説明を議員方が理解されているかということですね。

○垣内委員長 でも興味を持って質問をしてくださるのは大切にしたいほうがいいと思います。

○高森委員 本当に大事なことですので、よろしくお願いします。

○垣内委員長 大切な施設ですのでぜひ有効に活用していただければいいと思います。

次に、報告事項、庶務課のイについて何かご質問はございませんか。

○垣内委員長 これは毎年、後援名義を出されているのでしょうか。

○生涯学習課長 平成16年から毎年やっております。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、庶務課のアイについては、報告どおり了承いたします。

## (2) 学務課 ウ

次に、学務課のウについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、平成28年度区立幼稚園及び区立認定こども園（短時間保育）の募集状況についてご報告をいたします。資料は6でございます。

本件は、11月17日の本委員会で区立幼稚園10園、こども園3園の来年度入園の申込状況についてご報告しておりますが、その後の11月24日の1次抽選、同月27日の2次抽選の結果を踏まえた状況について報告をさせていただきます。

まず、資料の上の表にお示した区立幼稚園でございます。表は左から3、4、5歳児の申込状況で、各年齢の太枠でお示しをした欄が来年度の在籍予定者数としております。こちらの表の育英幼稚園の下の計欄をご覧ください。

全体的に申し上げますと、3歳児につきましては、兄弟優先を除く228人の募集人数に対して173名のお申込、4歳児については、53名の募集に対し12名の申込がございました。5歳児につきましては、申込はございませんでした。

このうち3歳児の大正幼稚園、富士幼稚園、4歳児の清島幼稚園におきまして、募集人数を上回る申込がございましたので1次抽選となっております。さらに、金竜幼稚園、田原幼稚園、育英幼稚園の3園で2次抽選となりまして、最終的な入園予定者数につきましては資料の計欄のとおりでございます。

次に、資料下の表、区立こども園でございます。全体的に見ますと、3歳児につきましては、52人の募集に対し113人の申込、4歳児については5人に対し5人、5歳児については3人に対し1人の申込がございました。

このうち、ことぶきこども園の3・4歳児及び台東こども園の3歳児クラスにつきましては抽選となっております。最終的な来年度の在籍予定者数につきましては、幼稚園が定員870名に対して719名、82.6%。こども園は224名に対して222名、99.1%という状況でございます。

簡単ですが報告は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 1次抽選、2次抽選の結果を今ご提示いただきましたけれども、最終的にこちらの区立幼稚園、認定こども園に入れなかった待機児というのはどの程度いらっしゃるのでしょうか。

○学務課長 まず、3歳児で申し上げます。幼稚園につきましては、現在補欠待機とされている方、ただ、この方は1次抽選で漏れた方になりますが、2次の申込をされておられませんという方がお2人。こども園につきましては、同様に2次申込をされていない補欠待機の方が24名。次に、同じくこども園で補欠待機で2次まではお申込になったのですが、3次に申込はしなかったという方が5名ということで、待機としては幼稚園・こども園合わせまして31名という状況でございます。

4歳児につきましては、こども園のほうで補欠待機をされている方が1名おりますが、現在金竜幼稚園に在園されておまして、転園希望者の方ということで2次申込はされておられません。

○高森委員 そうしますと、今3歳児で待機児が30名強ですけれども、この園児のケアというのはどのようにお考えでしょうか。

○学務課長 この後4月までの間に入園の内定されている方で辞退されている方が例年十四、五人程度はいらっしゃいます。それで補欠登録されている方は繰り上がりで入れるという状況もございます。

ただ、先ほど申し上げたとおり、1次の抽選で漏れてしまった方で2次の申込をされていないという状況から見ますと、既に私立幼稚園のほうは入園の手続きは終わっておりますので、これは調査をしたわけではありませんので明確には申し上げられませんが、恐らく私立幼稚園の入園先についてはある程度確保はされているのかなと思います。それから、現在の2歳児のお子さんでございますので、保育園に在園されている方も中にはいらっしゃるということは何人か確認はとれておりますが、申し訳ございませんが明確な内訳までは持っておりません。

基本的に、昨年度20数名補欠の登録をされている方がいらっしゃったのですが、今年度の4歳児に応募をされた方は5名のみでございました。

以上でございます。

○高森委員 昨年より若干人数は増えたけれども、本年と同じような傾向と予測できるということでしょうか。

○学務課長 担当としては同じような状況であろうと予測しているところでございます。

○垣内委員長 ほかにございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、学務課のウについては、報告どおり了承願います。

### 3 1月の行事予定について

○垣内委員長 次に、1月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 1月の行事予定でございます。資料7をご覧ください。

1月年頭ということもありまして、新年会等の関係が非常に多くなっているところではございますが、まず、4日の月曜日、教育委員会の年頭の挨拶がございます。時間は10時から、場所は庁舎の10階研修室でございます。教育委員の皆様からお一人お一人ご挨拶をいただくことになっておりますのでよろしく願いをいたします。

翌日5日の火曜日でございますが、区主催の新年交歓会が10時から庁舎の10階でございます。

次に、教育委員会の定例会でございますけれども、12日火曜日、14時から教育委員会室でございます。それから、26日の火曜日、1月2回目の教育委員会定例会が同じく14時から教育委員会室でございます。

その他といたしましては、先ほどの協議事項でもご説明申し上げましたように、15日金曜日、学校・園ボランティアの感謝状贈呈式が15時30分から1003会議室で実施をする予定でございます。そのほかの行事につきましては資料のとおりでございます。よろしく願いをいたします。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 行事予定については、報告どおり了承願います。

### 4 その他

○垣内委員長 その他、何かございますか。

○庶務課長 情報提供ということになりますけれども、先般、11月24日に東京都のほうで東京都教育施策大綱というものをつくりました。メール等でご案内はさせていただいたのですが、都道府県レベルの教育大綱ということになりますので、当然、市区町村レベルの教育行政にも関係が出てまいりますので、本日、情報提供をさせていただきます。今お手元に東京都の教育施策大綱の紙ベースのものをお配りいたしましたのでご覧いただきたいと思っております。

表紙を1枚めくっていただきますと、左側に舛添知事の大綱策定に当たってという文章がございます。東京都のスタンスといたしますと、20年、30年先の東京を夢や希望が持てる明るい都市にしていきたいと。それにはそれを支えて牽引する人材が必要であると。それがまさに今の子どもたちであり、子どもたちへの教育こそが未来の礎を築くところだと

いう、そのような考え方を示しております。

東京都の大綱は、平成27年度から29年度までの3年間を対象としてございます。心身ともに健やかな子どもたちを育む足腰のしっかりした教育施策を展開できるよう、特に重要で優先的に取り組むべき事項を掲げ、それらに関わる方針を提示しましたというように知事が述べているところでございます。

ページの右側、目次のほうをご覧いただきたいと思います。大綱の構成でございますけれども、3章立てになっておりまして、第1章のところ、大綱が目指す子どもたちの将来像を3つ掲げてございます。

一つが、これからの時代を担う「知」「徳」「体」の調和のとれた人間というものを掲げてございます。2番目が、グローバル化する東京、日本を支える人間という将来像を掲げてございます。3点目が、自他を尊重し社会で自立して生きていく人間という将来像を掲げてございます。

これは後ほどご覧いただきたいのですが、後のページのほうでこの将来像を掲げた今日的な東京都の教育の課題ということから、この将来像を提示したというところがございます。この将来像を実現していくために、第2章、第3章で重点的な事項を掲げ、その重点的な事項に関わる今後の取組というものを掲げているところでございます。

恐れ入ります、大綱の具体的な重点事項に係る今後の取組というところになりますが、9ページをご覧いただきたいと存じます。

重点事項の今後の取組ということで、かなり具体的に市区町村の教育委員会としても注意深く見ていかなければいけないような記述がございますので、簡単にご紹介をさせていただきますと思います。

まず、重点事項Ⅰ、個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実ということが挙げられております。習熟度別指導をより一層推進をすとか、あるいは放課後の補習等を強化し、授業以外の場における学習支援の充実を図っていくということが書いてございます。

方針2のところでは、子供たちの思考力・判断力・表現力を育成する教育を推進するとして、アクティブ・ラーニングに関わることを積極的にやっていきますよということが書かれてございます。

方針3になりますと、科学的思考力を育成するための理数教育を推進するとございまして、小中学校におきましては、理科好きの子どもたちを増やそうということで理科授業の充実を図っていくとしてございます。

方針4のところでは、教育効果の向上に向けた新たな学習スタイルの検討を進めるということで、学力等を向上させるための効果的なツールとしてICT機器の活用を推進すると書かれているところでございます。

次に、10ページの重点事項Ⅱでございます。社会的自立を促す教育の推進ということも掲げておりまして、方針1にありますように、他者を思いやる心や日本人としての良き行動規範を育成するために道徳教育を推進していくと記述をしております。

今後、学校、家庭、地域が連携した道德教育を子どもたちの豊かな心の育成のために進めていくとさせていただきます。

次に方針2のところ、自立的で、自分らしい生き方を実現するキャリア教育を推進するというところで、職業観や選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことなどを踏まえて、いろいろキャリア教育を推進していくと。小・中学校においては、年金、医療、介護、子育てなどの社会保障の制度の本質的な課題について勉強する機会を、課題解決をする学習を充実していくとさせていただきます。

方針3では、防災教育も推進していくということになってございます。

恐れ入ります、11ページをご覧ください。

重点事項Ⅲでございます。世界で活躍できる人材の育成ということで、小・中・高校を通じて4つの技能（「聞く」「話す」「読む」「書く」）を身に付ける英語教育を推進すると明確に書いてございます。小学校の英語教科化の先行実施を行いまして、小学生の段階から英語によるコミュニケーション能力の育成を強化すると書いてございます。

それから、方針2のところでは、日本人としての自覚と誇りを涵養する取組を推進するとして、日本の伝統文化を体験・理解する取組を充実すると記載がございまして。

方針3のところでは、国際感覚を調整する取組を推進するとして、外国人との交流を通じて子どもたちが相手の考えを尊重する態度や、自分の考えを的確に伝えられるコミュニケーション能力を育成する取組を進めると書いてございます。

以降、重点事項Ⅳのオリンピック・パラリンピック教育の推進、重点事項Ⅴの不登校・中途退学対策、重点事項Ⅵの子供たちの健全な心を育む取組、重点事項Ⅶの特別支援教育の推進、それぞれ具体的な方針が書いてございますが、いずれも本区の教育施策にも非常に密接な、関連のあることが書かれておりますので、今後このようなことも教育委員会としては十分フォローしながら台東区の教育大綱を踏まえた上で東京都のこういう大綱とも整合が取れるように事業を進めていきたいと考えているところでございます。

東京都は11月24日にこれを策定いたしました。23区における教育大綱策定の状況でございますが、台東区が23区では一番先に、5月に区長が策定をいたしましたけれども、今現在、23区の中で大綱が策定されているのが、北区、新宿区、それから文京区でございます。北区と文京区は台東区と同じ2ブロックということで、2ブロックの教育委員会担当の職員の集まりの中で、台東区としてはこういったものをつくりましたということを提示をいたしましたので、北区や文京区の大綱を見ると、結構、体裁ですとか、中身的にもちょっと似ているかなというような気がいたします。

教育大綱の東京都及び23区の状況については以上でございます。よろしく願いをしたいと思います。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 「自立」ということについてですが、今、施設を出られた子どもが社会で自立していくことが大きな問題になっていて、その方々からのコメントで「お金のため方を

もっと教えてほしかった。」というのですね。施設を出る時に、アパートに入るための頭金が必要になるのですが、全然教えられないできたという。まさにそれが今の子どもたちの状況にも当てはまっていると思うのですね。昔は、少なくとも貯金をしましょうよという話でした。それは、貯金をするというのは将来を考えた行動だということなのですが、経済学でいうとまさに将来の行動について自分は今どう備えるかというのが、大きな問題なのです。

ただ、ここで問題になるのは、生活保護世帯は貯蓄があると保護費を減らされてしまうので、ここに大きな矛盾があるのですね。しかし、子どもが貯蓄を学ぶというのはとても重要だろうと思いますので、それをどうしていくかというのは皆さんで知恵を出し合って、教えていかなければいけないと思います。

○指導課長 確かにご指摘のとおり、今、実際にお金の使い方であるとか、そういったところについての特別に授業を行うであるとか、そういうところは十分ではないなという実態がございます。実際には保護者会等で、保護者に対してお小遣いの管理であるとか、そういったことについての啓発を促すという状況はございますが、貯金活動については充実を図っていく視点も必要かなと今お話を伺いながら感じました。

○高森委員 私が子どもの頃は、どのようにして経済感覚を身につけたのか、あまり覚えていないのですが。

○樋口委員 今、観光地に行っても、浅草に行っても貯金箱が売れない。昔は何かあるとぶたの貯金箱があったと思いますが、そうではないのです。ある一定の額を貯めたら郵便局に持って行って貯金をしたのですが、その行動が今の子どもには見られない。使うだけなのです。

○樋口委員 1円1円貯めていくと幾らになるかという計算をしたり、利息があったら幾ら増えるのか計算したり、ただ今の利息は0.02%ですからほとんどゼロなのですが、そこが将来、特に身につまされるまでに、いわゆる施設を出た子どもが、2年前の朝日新聞の記事の中で「何を困っているか」と聞いたら、一番最初に「お金の使い方がわからない」と言う。どうしてかといったら、施設のときには与えられたお金は全部使っているということになっていた。ここは本当に恐ろしい話で、我々の常識とは全く違うところがあるので。

○高森委員 私の子どもの頃は駄菓子屋がちょっとした社会勉強の場だったような気がしますね。お小遣いをにぎりしめて。

○樋口委員 それは使うためですよ。

○高森委員 そうです、使います。お小遣いをためて、貯金箱にためたり、少し多く貯まったら、それで何か大きなものを買うという、そういったことが自然に行われましたね。

○樋口委員 経済学の基本ですが、貯蓄というのは将来のいわゆる消費行動ですから、耐忍という説がありまして、貯蓄というのは消費の耐忍。今は使わずに、将来使うために貯めるんだと。これは我慢を身につける重要な行動だということがかつて言われていました。

ですから、そのことを消費耐忍説といいます。

○高森委員 「たいにん」というのはどういう字ですか。

○樋口委員 耐える、忍です。

○高森委員 忍耐の逆ですか。

○樋口委員 これは昔の経済学の本を見ると、消費耐忍説というのは貯蓄をするという行動の重要なところだと言われています。今、子どもに対して我慢して貯金しようよというのは、どの本にも書いてない。

自立するためには、まさに貯蓄、そういうことが重要だと考えます。

○垣内委員長 にわかに結論が出る話ではありませんけれども、また、バーチャルのお金のやりとりも非常に増えている世の中で、どのように教えていったらいいのか難しいところもございますね。今年、中学校の教科書に書いてありましたけれども、技術・家庭のところですかね、社会科よりも、むしろ技術のほうの生活に関して随分いろいろと貯蓄とか、それからお金をどうやって使っていくのかとか、クレジットの問題ですね。お金を借り過ぎるといけないとか、そういったところもたしか教科書に入っていたような記憶もあります。

いろいろな形で多分、教えられていくのだらうと思いますけれども、その辺りはもう一度、現場の先生方と知恵を絞っていただければと思います。実際に、この東京都の教育大綱にもそのように書かれているわけですから、この辺りを含めて少し検討していただくということでよろしいでしょうか。

○高森委員 東京都の教育施策大綱ですけれども、いかにも東京都らしいですね。ただ、たいていこのようなものをつくりますとPDCAサイクルで3年間、いわゆるこの施策の実行、実働期間なのでしょうが、多分その都度それぞれの検証をされると思いますが、そういったことを考えているとすると、台東区も同じようなことを考えないといけないのでしょうか。大綱をつくることについて、実際にそれを実現したかどうかのチェックというのはするのでしょうか。

○庶務課長 大綱は区長が策定いたしますので、ある程度、具体性を伴っていますけれども、結構プログラムの規定というような部分もございますので、検証の仕方については従来の事務事業評価のような形がよろしいかなと思ってございます。

ただ、教育大綱そのものはあまり事務事業検証のようにやるのは、ちょっとなじまないのかなと。当然、東京都もこれに付随していろいろな個々個別の事業計画を持っていますので、そちらのほうの検証をしていくという形になっていくものと思ってございます。

○和田教育長 やはり、それぞれ自治体ごとにその作り方のレベルには違いがあるかなとつくっていて感じました。

今回、周年行事が台東区も4つありましたけれども、その学校の記念誌の中に必ず教育大綱を入れてくれています。つまりあれば、先ほどプログラム規定というのがありましたけれども、マニフェスト的な意味合いがこの台東区の場合には含まれているだろうと、

そういう位置づけだろうと考えます。ですから、区民憲章と並んで教育大綱も入れさせていただきます。

これは教育委員会がそれを意図して入れてくれと言ったわけではないのです。各学校でそれぞれよく考えてやってくれたのです。

ですから、先ほど庶務課長から、検証になじむかどうかという話がありましたが、それはどうなんだろうと。むしろ、個々の施策という意味でいえば、検証は当然すべきだろうと。しかし、台東区の教育大綱については、まさにマニフェストであって、これは区長が主催する総合教育会議の中で決めたものであって、区長がうたっていることを区長自身が見直すということにならなければ、基本的にはこのまま継続されるべきだろうというようには思っております。

○樋口委員 実は悩んでいるのですが、進学率が九十何%の時代においては、この内容については、皆高校へ行くので、高校で勉強すればいいのではないかということをおっしゃいますが、実は数パーセントは義務教育終了後に社会に出てくるわけですね。ところが、我々のような昭和25年生まれの人間にとっては、中学卒業の時点で社会人だよということも少なくなかった。ですから、社会の中で社会人として活躍するために基礎、いわゆる理念、まさに貯金もそうですけれども、中学で全てやるんだよということになる。だから、何が起こるかという、少なくとも中学までに新聞は読めるようにしようよということ、私は中学で教えてもらいました。

従いまして、問題は、我々は何を教えて何を社会人になるために身につけさせて、義務教育を終わらせるのだということ、もう一度考えなければいけないと思うのです。

高校に行かない子どもがこの社会において何をしているか、そのことについて、この間聞いたのですが、「どうしようもないよ」という言い方をされたので、我々としては、真っ先に職業教育、産業教育を含めてやらないとまずいのではないかと私はこの間、自戒をしたわけです。その辺は今後、皆さんと議論していきたいと思っています。

○高森委員 義務教育、政治教育をどこでやるかということも。

○樋口委員 今度、選挙も年齢が下がりますからね。

○高森委員 18歳に選挙権の年齢が下がったら、中卒で社会人になった人は中学までにある程度、政治教育を受けていないと選挙の意味もわからないし、かといって、個々の政党の施策について、中学時代に勉強したって選挙権を得たときには、もうその政党はなくなっているかもしれませんからね。どのような形で中学生に教えたらいいいのかというのは、いつも難しいなと思います。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 本日の予定された議事日程は全て終了いたしておりますので、これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたしたいと思います。

午後4時49分 閉会